様式第19号(その2―4)(第37条～第39条、第57条関係)

(表)

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 国民年金保険料  納付書 | | | | | 国民年金保険料  納付済通知書 | | | | | | 国民年金保険料納入通知書  兼領収証書 | | | | | | | |  |
|  | | | | |  | | | | | |  | 年度 | 記号番号 | | 生年月日 | | | 定付区分 | この領収証は、後日の紛争をさけるため５年間保存して下さい。 |
|  |  | |  | | |  |
| (行政区　　　　　　　　　　)  〒  様 | | | | | | |
| 下記の保険料を納期限までに納付して下さい。 | | | | | | |
| 氏名  様 | | | | この納付書は、直接機械で処理しますので汚したり折り曲げたりしないで下さい。 | | | 氏名  様 | | | この納付済通知書は、直接機械で処理しますので汚したり折り曲げたりしないで下さい。 | |
|
|  | 年度 | 記号番号 | | 年度 | 記号番号 | |  | | | | 納付場所  国頭村役場 | | |
|  |  | |  |  | |
| 定額 | | 円 | |
| 定付区分分 | 生年月日 | | 定付区分分 | 生年月日 | |
|  |  | |  |  | | 付加 | | 円 | |
|
|  | | |  | | | 合計 | | 円 | |
|
| 定額 | 円 | | 定額 | 円 | | 納期限 | |  | |
|
| 付加 | 円 | | 付加 | 円 | | ［保険料について］  ○前納保険料  定額分　　　　　　円……割引される額　　　　　　円  付加分　　　　　　円……割引される額　　　　　　円 | | | | | | |
|
| 合計 | 円 | | 合計 | 円 | |
|
| 納期限 |  | | 納期限 |  | |
|
| 上記のとおり納付します。 | | 領収日付印 | 上記のとおり納付がありましたので通知します。  国頭村助役様 | | 領収日付印 | 上記のとおり領収しました。  国頭村助役 | | | | | 領収日付印 | |
|  |  |  | |
|  | 沖縄県国頭村　(金融機関用) | | |  | |  | 沖縄県国頭村　(助役用) | | |  |  | 沖縄県国頭村　　(納入者用)　　　　　裏面もご覧下さい。 | | | | | | |  |

(裏)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ［保険料の免除の制度］  保険料を納めたくても、家計が苦しいとか、生活保護を受けている人は、保険料の納付を免除することが認められています。この免除には法定免除と、申請免除の二通りがあります。  法定免除又は申請免除をうける場合は年金係へ国民年金手帳と印かんを持参して届出することが必要です。  ◎法定免除  ①国民年金の障害基礎年金、遺族年金をうけているとき。  ②生活保護法の生活扶助、らい予防法の生活援助をうけているとき。  ◎申請免除(①、②、③のいずれかに該当するとき)  ①所得がないとき(所得が少ない場合など)  ②被保険者やその世帯の人が、生活保護法の医療扶助や、らい予防法の生活援助をうけているとき。  ③保険料を納めることが大変困難であるとき。  ◎保険料の追納  保険料の免除を受けたときは、その免除された期間も年金計算の中に入りますので有利な制度ではありますが、年金額は保険料を納めた場合の に減額されますのでその面では必ずしも有利とはいえません。そこで保険料を免除された人は、その後生活に余裕ができたときに、10年前までさかのぼって、その当時の保険料の額であとから納めることができる途が開かれておりますので、できるだけ納めておいた方が老後のため有利です。 |  |  |

